

| 発生・ 受信月日 | 発生場所 | | | | 事故区分 | | | 措置機関名 | 事故概要及び措置概要 (被害の程度を含む) | 原因者 判明区分 | 原因者に対する措置 原因者の措置の概要等 |
|---------------------|-------|-----|------------|------------|---------|---------|--------|---|--|-------------|--|
| | 調査月日 | 水域名 | 派川名 運河名 | 場所等 | 魚 死亡 | 油 浮遊 | そ 他 | | | | |
| 7月1日 ・ 7月1日 | 7月1日 | 鶴見川 | 矢上川 | 宮前区 野川 | | ○ | | ① 環境局環境対策課 宮前区役所道路公園センター 神奈川県横浜川崎治水センター 神奈川県警察 他 ② 宮前区役所道路公園センター 他 ③ | 矢上川山下橋右岸から油が流出しているとの通報を受け、関係機関と連携して被害の発生及び拡大の防止策を図るとともに、流出経路を辿り、道路側溝のグレーチングの中に油が溜まっていることを確認し、不法投棄場所を特定した。廃油回収等の現状復帰措置及び調査を行うものの、原因者の特定に至らなかった。 | 不明 | |
| 7月5日 ・ 7月5日 | 7月5日 | 多摩川 | 平瀬川 | 宮前区 菅生 | | ○ | | ① 環境局環境対策課 宮前区役所道路公園センター ② ③ | 平瀬川柳橋下流左岸の菅生住宅側の水路から白濁水が流出しているとの通報を受け、実地調査を調査を行った。管路図を辿るなどの周辺調査を行うものの、途中白濁水が消えたことから原因者については、特定できなかった。河川への影響として、魚浮上等の異常は見受けられなかった。 | 不明 | |
| 7月12日 ・ 7月12日 | 7月12日 | 多摩川 | 多摩川 | 川崎区 浮島町 | | ○ | | ① 川崎市消防局 海上保安署 国土交通省京浜河川事務所 ② ③ 環境局環境対策課 等 | 工場での製品保管容器からポリエチレン粉末が流出し、その一部が多摩川下流域へ飛散したとの通報を受けた。敷地内は、事業者が回収したものの、公共水域には、粉末が流出（35Kg）した。 | 判明 | 本事案は、法令の事故時の措置に該当しない。事業者には、再発防止のための指導等を行った。 |
| 7月15日 ・ 7月15日 | 7月15日 | 多摩川 | 平瀬川 | 宮前区 菅生 | | ○ | | ① 環境局環境対策課 ② ③ | 宮前区菅生の平瀬川のボックスカルバートにおいて、汚水（大きな泡を伴う）が流出しているとの通報を電子メールで受けた。実地調査を行い、聞き取り調査と周辺事業所への異常水質事故防止の喚起のための啓発を行った。 | 不明 | |
| 7月27日 ・ 7月27日 | 7月27日 | 多摩川 | 多摩川 | 中原区 上平間 | | ○ | | ① 国土交通省京浜河川事務所 ② ③ 環境局環境対策課 他 | 事業所でのポンプ更新工事において作業ミスにより、汚水が多摩川に流出したとの通報を受けた。汚水の量は、20m ³ であり、河川への影響は確認できなかった。また、利水者へ事故発生についての情報提供等の連絡を行った。 | 判明 | 本事案は、法令の事故時の措置に該当しない。事業者には、再発防止のための事故顛末の報告の提出等の指導を行った。 |

| 発生・ 受信月日 | 発生場所 | | | | 事故区分 | | | 措置機関名 | 事故概要及び措置概要 (被害の程度を含む) | 原因者 判明区分 | 原因者に対する措置 原因者の措置の概要等 |
|---------------------|-------|-----|------------|------------|---------|---------|---------|--|--|-------------|---|
| | 調査月日 | 水域名 | 派川名 運河名 | 場所等 | 魚 死亡 | 油 浮遊 | そ 他の | | | | |
| 7月29日 ・ 7月29日 | 7月29日 | 多摩川 | 平瀬川 | 高津区 下作延 | | | ○ | ① 調査 ② 回収等対策 ③ 工場等指導 | 平瀬川中之橋上流左岸の水路から白濁水が流出しているとの通報を受け、実地調査で白濁水を確認したものの、暫くして収束した。河川への影響は、魚浮上等の異常は見受けられなかった。また、周辺事業者への聞き取り調査等を通じた異常水質事故の未然防止のための啓発を行った。 | 不明 | |
| 8月3日 ・ 8月3日 | 8月3日 | 多摩川 | 三沢川 | 多摩区 布田 | | | ○ | ① 多摩区役所道路公園センター ② ③ | 三沢川の多摩川流入付近で白濁水が流出しているとの通報を受け、実地調査で現地に到着した時点で白濁水の流出が収束していた。河川への影響として、魚浮上等の異常は見受けられなかった。 | 不明 | |
| 8月4日 ・ 8月4日 | 8月4日 | 多摩川 | 平瀬川 | 高津区 久地 | | | ○ | ① 環境局環境対策課 多摩区役所道路公園センター ② ③ | 平瀬川の平瀬橋人道橋付近で油膜が見られるとの通報を受け、実地調査を行ったところ微かに油膜の兆候が見られるほどであった。釣り人への聞き取り調査では、5分間程度の油流出であったとのことであった。周辺調査を実施したものの、原因者については特定できなかった。 | 不明 | |
| 8月4日 ・ 8月4日 | 8月4日 | 鶴見川 | 矢上川 | 高津区 野川 | | | ○ | ① 環境局環境対策課 ② ③ | 矢上川の野川橋下流でワックスの臭いがする油が流出しているとの通報を受け、実地調査で下水道樋管から微かに油膜が見られる程度のものを確認した。油吸着マットを展張するような状況でないとの判断で収束した。周辺調査を実施したものの、原因者については特定できなかった。 | 不明 | |
| 8月8日 ・ 8月8日 | 8月8日 | 海城 | 塩浜運河 | 川崎区 水江町 | | | ○ | ① 海上保安署 川崎市港湾局 環境局環境対策課 ② 川崎市港湾局 ③ 海上保安署 環境局環境対策課 | 海上保安署より水江町の事業所が原因と思われる油流出事故が発生しているとの通報を受け、関係機関が連携して油流出防止策・発生源特定等の事故対応措置を実施した。原因者については、後日特定を行った。 | 判明 | 本事案は、水質汚濁防止法第14条の2該当することから、事故の原因、再発防止策等を記載した報告の提出等の指導等を行った。 |

| 発生・ 受信月日 | 発生場所 | | | | 事故区分 | | | 措置機関名 | 事故概要及び措置概要 (被害の程度を含む) | 原因者 判明区分 | 原因者に対する措置 原因者の措置の概要等 |
|---------------------|-------|-----|------------|-----------|------|-----|-----|---|--|-------------|-------------------------|
| | 調査月日 | 水域名 | 派川名 運河名 | 場所等 | 魚死亡 | 油浮遊 | その他 | | | | |
| 8月24日 ・ 8月24日 | 8月24日 | 多摩川 | 二ヶ領 本川 | 多摩区 登戸 | ○ | | | ① 調査 ② 回収等対策 ③ 工場等指導 | 二ヶ領本川新川橋付近で大きなコイや小魚が浮いているとの通報を受け、実地調査で魚の死亡とコイの遊泳を確認した。現地での水質調査及び採水後のシアン等の有害物質の検査は、不検出であった。また、死亡した魚のえら等に異常がみられなかった。魚の回収（コイ10匹、アユ等 計約200匹）を行うとともに、周辺調査を行うものの、原因の特定に至らなかった。 | 不明 | |
| 9月6日 ・ 9月6日 | 9月6日 | 多摩川 | 二ヶ領 大師掘 | 幸区 鹿島田 | ○ | | | ① 環境局環境対策課 幸区役所道路公園センター ② 幸区役所道路公園センター ③ | 二ヶ領大師掘ポンプ室付近の落下地点で、大型のコイや小魚が浮いているとの通報を受け、実地調査で魚の死亡とコイの遊泳を確認した。現地調査で、シアン・残留塩素等の水質調査を実施したが不検出であった。魚の回収（コイ8匹、モツゴ等 計約30匹）を行うとともに、周辺調査を行うものの、原因の特定に至らなかった。 | 不明 | |
| 小計 | | | | | 2 | 4 | 6 | | | 判明：3 | |
| 合計 | | | | | 12 | | | | | 不明：9 | |